

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2010.8.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第65号

認知症グループホームにおける防火安全対策について

医療法人社団三草会
在宅支援統括事業部 長井 卷子

3月13日未明、札幌市に認知症高齢者グループホーム(以下、「GH」という。)で、負傷者2名、入居者7名の方が亡くなるという痛ましい火災が起きました。心より冥福をお祈り申し上げます。

さて、2006年1月長崎県大村市のGH火災以降も、小規模多機能型居宅介護や未届け施設等で火災が発生(図1)、小規模社会福祉施設における防火対策のあり方が問われているさなかの火災でしたので、「よさか!札幌で!」とショックと事の重大さに身の引

き締まる思いをした関係者が多かったのではないのでしょうか。

過去の火災事例をみると、火災が夜間に発生、木造であること、入居者は寝ており避難が困難な状況で、人出が少なく、スプリンクラーの未設置等の共通点が見られます。

1990年になると、高齢者介護のあり方が集団処遇から個別ケアへ、それに伴いハード面も居住モデルへと変化し、特別養護老人ホームの個室化・ユニット化が促進され、とりわけGHにおいては、認知症の人が環境変化に伴う認知症状が増悪しないように、住み慣れた地域で家庭的な環境の下で生活を送ることと認知症状の進行を抑える効果があり、認知症ケアの有効なサービスの一形態として、既存の民家を転用あるいは新築型のGHが急増しました。そうした中で、2006年長崎県大村市のGH火災があり、2007年6月に消防法施行令等の一部(以下、消防法改正)が行われ、2009年4月から施行されました。GHは消防法(6)項口に区分されました。主な改正点は次の通りです。

図1 小規模社会福祉施設等における火災発生状況

2006年1月8日 (未明、失火)	長崎県大村市 認知症高齢者グループホーム 「やすらぎの里さくら館」 死者 7名、負傷者 1名
2008年6月22日 (未明、放火)	神奈川県綾瀬市 知的障害者施設 「ハイムひまわり」 死者 3名、負傷者 1名
2008年12月26日 (夜、失火)	福島県いわき市 小規模多機能居宅介護事業施設 「ROSE倶楽部 粒来(ツブライ)」 死者 2名、負傷者 3人
2009年3月19日 (夜、失火)	群馬県渋川市 老人ホーム「たまゆら」 死者 10人、負傷者 1人

1 防火管理者の選任等

- 防火管理者の選任・届出、消防計画の作成・届出
(収容人員10人以上の対象施設)
- 火器管理、避難訓練等の防火管理業務の実施
(収容人員10人以上の対象施設)

2 消防用設備等の設置

- 自動火災報知設備:すべての対象施設
(経過措置:3年)
- 火災通報装置:すべての対象施設
(経過措置:3年)
- スプリンクラー設備:延べ面積275㎡以上の対象施設(経過措置:3年)
- * 延べ面積が1,000㎡未満の施設は、水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができる(建物の位置、構造、設備等の状況によっては、設置が免除される場合があります)
- 消火器 すべての対象施設(経過措置:1年)

消防用設備等の設置については、経過措置期間中であり、とりわけ、スプリンクラー設置義務化については、家庭的な環境が保てなくなったり、改修費用のために閉鎖を余儀なくされるGHが生じることを懸念して、延べ面積275㎡以上の対象施設(経過措置:3年)に義務化になった経過がありました。今回の火災は、延べ面積が248.43㎡でスプリンクラー必置ではありませんでした。

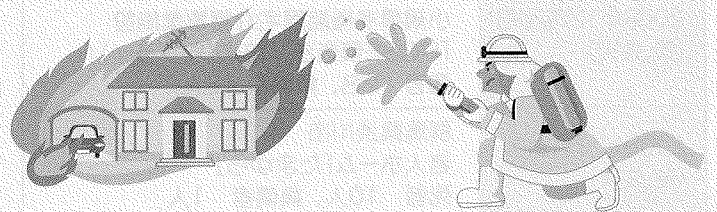
火災が発生したら自力で避難することが困難な高齢者が入居しており、職員が一人になる夜間は入居者全員を短時間で避難させることの難しい現状を目の当たりにしました。そして、GH関係者は、消防・建築・介護保険課等の緊急立ち入り調査、GH職員の防災訓練研修、家族・地域への対応・マスコミ取材等に追われる日々でした。

火災を受けて、厚生労働省・国土交通省・消防庁から防火安全体制等の点検・緊急調査等を各都道府県を通じて行いました。その結果(平成22年4月20日現在)、北海道においては、GH801事業所のうち、点検済み531事業所、そのうち建築基準法令(防火・避難関係規定)に関する違反を把握したもの:52事業所、是正指導を行ったもの:35事業所、是正済のもの:1事業所、是正指導予定のもの等:17事業所という結果でした。

札幌市の対応は、3月16日国への要望、スプリンクラー設置基準の面積要件・整備交付金の見直しの要望書、GHへの緊急立ち入り検査の実地、「GH等早期安全安心プロジェクト」が設置されました。

日常生活の中に火災の原因はたくさん存在しています。そして、いつ起こるかわかりません。設備の充実だけでなく、日頃から職員一人ひとりによる防火管理の徹底(札幌北消防署・日本GH協会作成のGH防火チェックシート活用)、定期的な避難訓練、地域との連携、火災発生時の対応等々、できることはたくさんあります。

GHに携わる者として、認知症の人の命・生活・人生を支えている専門職であることを常に自覚し、亡くなった7名のことを絶対に忘れてはいけない、このことをしっかりと心にとめ、認知症の人が安心して生活できる居住性の確保と安全性の確立をしたうえで、建築・設備・運営を通して利用者の暮らしを脅かさない生活保障をすることが何より大切ですので、各関係機関、関係者と協働して防火安全対策に取り組んでいきたいと痛感しておりますので、ご指導・ご協力よろしくお願いいたします。



札幌市からのお知らせ

要介護認定調査の留意点について

平成21年10月に要介護認定方法の見直しが行われました。それにともない、認定調査につきましても下記の取扱いとなっておりますので、再度ご確認の上、調査を行っていただきますようお願いいたします。

介護保険最新情報 Vol.129 平成22年2月2日

「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」における検討結果を踏まえた認定調査及び介護認定審査会における留意事項等についてより抜粋

《留意点》

1. 認定調査員は、特に軽度者への認定調査に当たっては、「介助されていない」や「ない」等の選択肢を選択する場合でも、実際に介護の手間が発生している場合には、特記事項に介護の手間と頻度を記載する。
2. 認定調査員は、実際に発生している介護の手間が選択肢の選択基準に含まれていない場合は、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載する。
認定調査員は、いずれの認定調査項目にも当該介護の手間に対応した項目が設定されていない場合には、具体的な

介護の手間の内容と頻度を記載する。

3. 特に、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上のケースについては、BPSD関連項目等について実際の介護の手間が発生しているかどうかについて確認を行い、実際に介護の手間が発生している場合は、特記事項に、その手間及び頻度について記載すること。
4. 認定審査会は、上記のように認定調査員が記載した特記事項等を用いて、必要な場合には、一次判定結果の変更(重度変更及び軽度変更)を行うこと。
特に、一次判定で要支援1等の軽度と判定されたケースで、かつ、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上のケースについては、BPSD関連項目の特記事項等に着目して、一次判定の変更の必要性について検討すること。

※認定審査会においても、特記事項の内容が一次判定を変更する根拠となりますので、的確な情報を提供することが非常に重要です。

介護保険住宅改修後の現地確認が始まります

介護給付適正化事業の主要5事業のひとつであります「住宅改修の点検」について、札幌市でも平成22年8月より実施いたします。

これは、住宅改修の事前と事後の2回又は事後について、札幌市から委託された調査員が住宅改修を行ったお宅を訪問し、予定通りの改修が行われているか等を現地確認いたします。

調査を行う者は、建築士又はケアマネジャーの資格を有する者で、それぞれの視点で調査します。

- 建築士の視点で……… 施工の安全面や使用部材の妥当性等
- ケアマネジャーの視点で…… 改修後の利用者の生活上の変化や感想等
- 調査件数……… 各区20件、全市で200件を抽出調査
- 訪問調査期間……… 平成22年8月～平成23年1月
- 調査については、平成23年度以降も継続実施予定



実施にあたり、調査対象者となられた方には、各区役所より直接通知いたしますが、対象者の方から身近なケアマネジャーのみなさまにご相談されることがあるかと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

特集

施設ケアマネからのメッセージ

施設ケアマネが抱える現状と展望

施設のケアマネは、「専従と兼務」いずれかの形態で業務しています。「専従」は、ケアマネ業務を専ら行い、「兼務」は、同一施設の他の職務と兼務します。この場合、勤務全体を他の職務の配置として配置基準上の換算ができます。兼務者の多くは、他の職務(生活相談員、看護職、介護職など)として配置され、両方の業務を担当しています。

経過的な特徴として、施設にケアマネの配置義務が、法施行から遅れたことや、兼務が認められたことで、その存在は、「何故、何のための存在か」という、基本に曖昧な部分があると感じています。

また、施設に所属するすべての専門職の力を活用した、アセスメントが行えることや、直接的に24時間利

社会福祉法人宏友会 特別養護老人ホーム
手稲リハビリテーションセンター ケアマネ課長 中村 祐司

用・支援の関係が常にあり、対象者の理解を深め、支援することができる利点もあります。

今後は、施設ケアマネの利点を認識して、施設の種別や形態にかかわらず、施設サービス全体のマネジメントを担当するケアマネが、各施設での取り組みや、困難を共有・解決する「横のつながり」を持ち、スキルアップを図りながら施設ケアマネの基本を明らかにすることが重要と考えています。

ケアマネ連協はじめ、老人福祉施設協議会、老人保健施設協議会など公益団体の活動、施設ケアマネ向けの各種研修などを活かして「ケアマネのつながり」を作る時、そして大汗をかいても、行動する時であることを発信していきたいと思います。

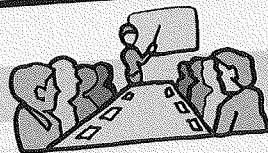
ケアプランについて考える

施設ケアマネとしてケアプランを作成して、入所者の方により適切なケアを提供していかなければならないと考えた時に、ケアプランを中心にケアが提供されていくことは当然ですが、実際にケアプランの効果が現場で十分に発揮されているかどうかは、難しいように思います。ケアプラン自体はあくまでも紙面上に言語化されたものであるため、感覚的、本質的なことがどこまで表現できるだろうかという問題があります。理論や理屈の部分は表現できても、それを実践に移す時の距離を埋めていく必要があると思います。認知症や病気などが精神や身体に与える影響は複雑で、一概に言葉では表現できないように思います。さらに入所者の方が抱えている身体的、精神的状況は個別的であり様々です。微妙に変化していく生身の人間の状況を文章にしたり言語化していくには限界があるように思いますし、そしてそれがどれくらい正確に伝わるかは、主観的な部分で変わっていくように思います。

社会福祉法人 愛全会
特別養護老人ホーム サン・グレイス 宮前 昌史

確かにケアを提供する上で、ケアプランはとても大切なものであり必要不可欠なものでありますが、ケアプランという理屈的なことと現場での実践とを比べた時に、そこには少なからずギャップが生じてくると思います。そこを考えた時に、実際にケアを提供する時は実践という経験がなくては、適切に対応していくことは難しいと思います。ケアプランという紙面の中の言語化されたものから、どれくらい本質的な事を感じとっていけるかは、実践で得たことと照らし合わせていくことが必要であり、それによりケアプランの本質的な部分の理解を深めて、できるだけ共通の認識を持って統一的に行っていくのが大切になります。そのためには、施設ケアマネとして第一に、ご本人、御家族のニーズを大切にし多職種と連携し、現場の意見を吸い上げて調整していくことが、ケアマネとしての役割であり、それが施設ケアの向上に繋がっていくと思います。

トピックス コース



平成22年度第2回札幌市ケアプラン指導研修会 開催要領

介護支援専門員が在宅、施設それぞれの場で適切にケアマネジメントを行い、ケアプランを作成することができるよう支援し、もって介護支援専門員の質の向上を図ることを目的として開催いたします。

主催 札幌市
札幌市介護支援専門員連絡協議会

日時 平成22年8月30日(月)13:30~16:30
※受付開始 12:30~

会場 札幌コンベンションセンター大ホール
〒003-0006 札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1
(TEL 011-817-1010)
※地下鉄東札幌 徒歩8分 専用駐車場はありません。
公共交通機関をご利用下さい。

対象 居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所、特定施設入居者生活介護を実施している有料老人ホームやケアハウス等、介護保険施設に勤務する介護支援専門員及び地域包括支援センターに勤務する職員

定員 1,000名
(定員になりしだい、締め切らせていただきます。)

参加費 1,000円(会場費・資料代として)
※会場は混雑しますので、おつりのないよう、ご用意願います。

申込み締切 対象事業所には別途ご案内しておりますので、ご確認下さい。
申し込み先 ◆申込み締切:平成22年8月20日(金)
札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部
(札幌市中央区大通西19丁目1-1)
担当:中路・谷
TEL 612-6110 FAX 613-5486

研修内容

- 開会挨拶(13:30~13:40)
 - ・札幌市
 - ・札幌市介護支援専門員連絡協議会
- 行政説明(13:40~14:00)
 - ・札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課
- 講演(14:00~14:30)
 - ・講師:「ヘルプマン!」漫画家 **くさか 里樹 様**
 - ・内容:漫画「ヘルプマン!」はこうして出来上がった
- シンポジウム(14:30~16:30)
 - ・テーマ「ケアマネジメントは身近な存在ですか? ~介護保険制度施行10年を振り返り、今後のあり方を考える~」
 - ・司会(進行役): 藤女子大学人間生活学部人間生活学科 教授 **橋本 伸也 様**
 - ・シンポジスト:「ヘルプマン!」漫画家 **くさか 里樹 様**
豊平区第2地域包括支援センター主任ケアマネジャー **千田 晃禎 様**
地域密着型介護老人福祉施設 菊水こまちの郷 施設長 **佐藤 秀幸 様**
勤医協 ケアプランセンターあゆみ 管理者 **尾崎 哲 様**
札幌市保健福祉部介護保険課 介護予防担当係長 **阿部 位江子 様**

2010年「介護支援専門員受験対策講座」開催要領

この講座では、実務研修受講資格試験のための標準テキストを活用し、試験のために必要な知識を総合的に学び、介護保険制度論やケアマネジメント方法論に関する基本的な知識を始め、高齢者介護総論を重点的に学ぶものとし、介護支援専門員資格取得への支援をするために開催いたします。

主催 札幌市介護支援専門員連絡協議会

日時 平成22年9月11日(土)10:00~17:00
[受付開始9:00~]
平成22年9月12日(日)9:30~16:00
[受付開始9:00~]

会場 札幌市社会福祉総合センター 4階 大研修室
(地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分)
※お車でのご来場はご遠慮ください。

参加対象 介護支援専門員実務研修受講試験(10月24日)を受験する方

定員 200名(定員になりしだい、締め切ります)

受講料 10,000円(1日のみ受講の場合は、6,000円)
※事前に受講料をお支払いいただきます。
(テキスト代ではありません)

その他 <五訂>介護支援専門員基本テキスト
(財)長寿社会開発センター発行:7,350円)

<p>内 容 【9月11日(土)】 10:00～12:30 講義Ⅰ「居宅介護支援と居宅サービス」 社会福祉法人さっぽろ慈啓会法人本部 慈啓会総合相談室 室長 川島 志緒里 氏</p> <p>12:30～13:30 休憩</p> <p>13:30～17:00 講義Ⅱ「介護保険制度」 さっぽろ社会福祉士事務所 代表 大島 康雄 氏</p> <p>【9月12日(日)】 9:30～12:30 講義Ⅲ「高齢者保健医療の基礎知識」 社団法人北海道総合在宅ケア事業団 札幌豊平訪問看護ステーション所長・札幌豊平ケアプラン 相談センター所長 斉藤 潤子 氏</p>	<p>内 容 12:30～13:30 休憩</p> <p>13:30～16:00 「介護保険施設と高齢者福祉の基礎知識」 社会福祉法人西平和会五天山園居宅介護支援事業所 相談課長 乙坂 友広 氏</p> <p>申 込 先 札幌市介護支援専門員連絡協議会事務局 問い合わせ先 【担当:中路、谷】 (札幌市社会福祉協議会 地域ケア推進部自立支援課 地域ケア係)</p> <p>札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合 センター2階 TEL 612-6110 FAX 613-5486</p>
---	--

福祉事業
従事者の
ための

高齢者虐待《在宅編》ソーシャルワーク研修会開催!

居宅介護支援事業所や地域包括支援センターで働いている職員を対象に、高齢者虐待を正しく理解し、演習を通じて対処方法について深めることで、実践場面に役立てていただきます。

日 程	時 間	内 容	講 師
10/8(金)	10:00～16:00	「高齢者虐待の理解と対応について」	厚別区第2地域包括支援センター センター長 石崎 剛 氏

場 所 札幌市ボランティア研修センター「第1研修室」
(札幌市中央区北1条西9丁目 リンケージプラザ2階)

定 員 50名(先着順)

受講料 1,000円(当日、会場にてお支払いいただきます)

申込方法 氏名、性別、年齢、所属、連絡先、住所を電話またはFAXで下記にお申し込みください。

申 込 先 札幌市社会福祉協議会ボランティア研修センター
問い合わせ先 (担当:柏)
TEL 223-6005 FAX 261-8881

福祉事業
従事者の
ための

認知症高齢者のためのアクティビティ研修会を開催します!

高齢者福祉施設・グループホーム等で働いている職員を対象に、認知症高齢者が楽しむことのできるアクティビティケアを学び、明日からの業務にいかしていただきます。

日 程	時 間	内 容	講 師
8/27(金)	10:00～16:00	「認知症高齢者のための アクティビティケアの意義と効果」	札幌医科大学保健医療学部 准教授 坂上 真理 氏

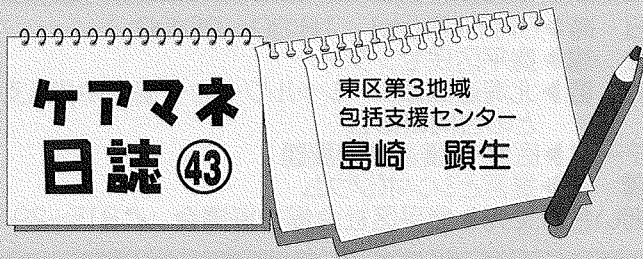
場 所 札幌市ボランティア研修センター「第1研修室」
(札幌市中央区北1条西9丁目 リンケージプラザ2階)

定 員 50名(先着順)

受講料 1,000円(当日、会場にてお支払いいただきます)

申込方法 氏名、性別、年齢、所属、連絡先、住所を電話またはFAXで下記にお申し込みください。

申 込 先 札幌市社会福祉協議会ボランティア研修センター
問い合わせ先 (担当:柏)
TEL 223-6005 FAX 261-8881



包括の業務に就き4年目を迎え、4月からは新設の東区第3地域包括支援センターで勤務をしています。

事務仕事と挨拶回りの準備室を経て、新たなメンバーで怒涛の4月を乗り切り、何とか軌道に乗ってきた今日この頃です。(平成18年度、包括開設メンバーの先輩方の苦勞をひしひしと感じています)

さて、準備室期間を含め約半年弱の間、新たな包括として活動するなかで、一番感じることは地域住民からの期待の大きさです。これは単に包括への期待というだけでは無く、ケアマネやサービス事業所など福祉に関わる機関全体への期待だと感じています。

介護保険が始まり10年が経過し、介護が必要な人を社会全体で支えるという理念は確実に浸透しつつあるようですが、それと同時に、孤立死や高齢者虐待の表面化に伴い、今まで希薄だった地域社会と個人のつながりを、再度見直そうとする地域の焦りにも似た状態が「この人たちはどこまで何をしてくれるのだろうか？」という期待へ反映されているのではないのでしょうか。

ある地域で介護保険に関する講話を行った際に、質疑応答の場面で、地域の方が徘徊をしている高齢者を見守る苦勞を、「俺たちは大変なんだ」と息巻きながら話していらっしゃいました。

私は「介護保険のサービスを増やしてみても」と提案してみたのですが、「もう使ってるよ!」とこえてヒートアップしてしまいました(まさに

火に油状態です…)

センターに戻り同僚に報告すると、「まずは頑張っている事に対して、労ってあげることが必要だよ」と。

今、思えば私は地域からの期待に応えるため、結果を残すことにこだわりすぎて、専門職として地域の方の想いに疎くなっていたように思います。

包括で働き始めたころ、基礎を教えていただいた先輩の社会福祉士さんが言った「専門職として地域と関わるには、自分自身が住んでいる地域で何ができるかを考えなければならない」(by:O田姉さん)

うーん。なるほど!まずはごみ拾いから…そもそも私の住んでいるマンションは、町内会に入っているのだろうか。



掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加ください。

なお、非会員も参加可能ですが、参加費を1回につき1,000円とさせていただきますので、ご承知おきください。

会員は従来どおり無料です。(交流会等で参加費がかかる場合もあります。)

中央区支部定例会

日時▶9月中旬《※》
会場▶未定
内容▶医療機関との連携を考える
テーマ▶MSW協会B支部と合同研修
講師▶未定
問い合わせ先▶中央区社会福祉協議会 ☎281-6113

北区支部定例会

日時▶8月11日(水)
会場▶北区民センター
内容▶北区地域包括支援センター、グループホーム、札幌市介護支援専門員連絡協議会の3団体における共催事業
テーマ▶認知症ケアの実践報告、ケアのポイント等
問い合わせ先▶北区社会福祉協議会 ☎757-2482

東区支部定例会

日時▶9月18日(土)《※》
会場▶東区民センター 大ホール
内容▶市民向け講演会
テーマ▶虐待について(詳細未定)
講師▶四恩園 施設長 三瓶 徹氏
問い合わせ先▶東区社会福祉協議会 ☎741-6440

白石区支部定例会

日時▶9月中旬頃
会場▶白石区民センター
内容▶定例会
テーマ▶医療との連携
講師▶未定
問い合わせ先▶白石区社会福祉協議会 ☎861-3700

厚別区支部定例会

日時▶9月未定《※》
会場▶厚別区民センター
内容▶未定
テーマ▶未定
講師▶未定
問い合わせ先▶厚別区社会福祉協議会 ☎895-2483

豊平区支部定例会

日時▶8月11日(水) 18:30~20:00
会場▶豊平区民センター
内容▶北海道医療ソーシャルワーカー協会中央A支部との合同研修会
テーマ▶医療・介護連携の課題
講師▶提言とシンポジウム
問い合わせ先▶豊平区社会福祉協議会 ☎815-2940

清田区支部定例会

日時▶10月30日(土)10:30~12:00《※》
会場▶清田区民センター 大ホール(予定)
内容▶市民向け講演会
テーマ▶認知症について(仮題)
講師▶砂川市立病院 精神神経科 内海 久美子氏
問い合わせ先▶清田区社会福祉協議会 ☎889-2491

南区支部定例会

日時▶8月24日(火)18:30~《※》
会場▶南区民センターホール
内容▶「講義形式」
テーマ▶「安心・安全のプランからの脱却」
~利用者がうれしいプランを作るために~
講師▶キタライフ 代表 鈴木 真弓氏
問い合わせ先▶南区社会福祉協議会 ☎582-2415

西区支部定例会

日時▶8月24日(火) 18:30~20:00《※》
会場▶西区民センター 3階 視聴覚室
内容▶短期入所利用に際し連携の在り方を考えます
テーマ▶施設系事業所との連携
講師▶はっさむ はる 生活相談員係長 安藤 裕子氏
エルクオール平和 相談員主任 高木 克敬氏
問い合わせ先▶西区社会福祉協議会 ☎641-2400

手稲区支部定例会

日時▶10月2日(土)14:30~16:30
会場▶手稲区民ホール
内容▶MSWと介護支援専門との合同研修会
テーマ▶「サクサク書ける情報提供書」
~ここさえ押さえていれば医療連携間違いなし~
講師▶おりません
問い合わせ先▶手稲区社会福祉協議会 ☎681-2400

事務局からのお知らせ

①変更届けについて

勤務先やご自宅住所に変更が生じた場合は、変更届にご記入のうえ、郵送またはFAXでご提出ください。変更届(様式)は本会のホームページ(<http://www.sapporo-shakyo.or.jp/>)からダウンロードできます。

②メール相談について

最近のケアマネメール相談は個別性の高い制度解釈に関するものが多く、かつ、メールでの断片的な情報のため、回答までの調整に時間を要しています。このような事例では事務局も行政に回答内容を確認していることから事例によっては、行政窓口の紹介により直接相談していただけるように対応いたしますのでご了承ください。